

～商品役務の内容を示す文字の商標～

日本商標判例紹介 (38)

2024年06月28日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1. 概要

商品役務の内容を示す文字は、宣伝効果が高く、商標で採択されている。

一方でこれらの文字は、商品役務の取引実情に応じて、商品役務の出所識別機能を奏するか否かの判断が分かれ、争いとなりやすい。


本稿では、歯科医業の分野で当該文字部分の出所識別機能が奏するか否かが争われた事案を紹介する。

2. 本事案の当事者

原告は、歯科医院の経営に関するノウハウを提供し、経営をサポートする株式会社である。

被告は、歯科医院を運営する医療法人である。

3. 本事案での原告商標と被告標章

| 原告の登録商標 (原告商標) | 被告の使用標章 (被告標章) |
|--|---|
| 登録第5624872号】 商標】 こどもとママのはいしゃさん (標準文字) 出願日】平成25年5月31日 登録日】平成25年10月25日 区分】 第3類、第5類、第21類、第35類、第41類、 第44類 | 被告標章01】 香椎照葉こどもとママの歯科医院 |
| 登録第6229488号】 商標】 子どもとママの歯医者さん (標準文字) 出願日】平成30年12月18日 登録日】令和2年2月26日 区分】 第3類、第5類、第21類、第35類、第41類、 第44類 | 被告標章02】  |

4. 訴訟までの経緯

原告は、平成25年、及び令和02年に原告商標を商標登録した。

一方で被告は、令和02年に被告委員を開設し、被告のウェブサイトやその他の広告媒体を通じ

て被告標章01～02を使用した。

原告は、被告標章01～02が原告商標を侵害しているとして、令和05年02月に本訴を提起し、令和06年04月18日に本訴の判決の言い渡しを受けた（令和05年（ワ）第691号 商標権侵害差止等請求事件、大阪地方裁判所第26民事部）。

5. 原告及び被告の主張

被告標章夫々が原告商標に類似するか否か、

【原告主張】被告標章01～02のうちの「こどもとママとの歯科医院」の文字部分を要部として類否判断すべきである。

即ち被告標章01などは結合商標であるところ、当該結合商標は、役務の出所識別機能として強く支配的な印象を与える一部が出所識別機能となり、称呼及び観念が生じない部分から分離抽出されて類否判断がなされる。

本事案では「こどもとママとの歯科医院」の文字部分は、歯科医院を探す母親に訴えかける。母親は、当該文字部分をみて歯科医院を選択するはずである。当該文字部分は、出所識別機能として強く支配的な印象を与える、といえる。

一方で「香椎照葉」部分は、福岡県福岡市東区の町名の一つであり、同町には多数の歯科医院が存在しており、特に需要者の注意を引く部分ではない。

また被告標章02のうちの恐竜イラストは、特に小さく描かれ、特別な意味をもたない。母親は、当該文字部分をみて歯科医院を選択することはない。

以上から、被告標章01～02と原告商標とは「こどもとママの歯科医院」の文字部分を要部として類否判断すべきである。

被告標章01などの「こどもとママの歯科医院」と原告商標の「こどもとママの歯医者さん」とが外観・称呼・観念上において混同を生じるほど紛らわしい。

被告標章01～02は、原告商標と類似関係にある。

【被告反論】原告主張の「こどもとママとの歯科医院」の文字部分は、歯科治療の対象患者の属性を記述するものであり、多くの歯科医院により用いられ、特に識別力を発揮させることはない。取引実情では歯科医院は、地域密着型サービスであり商圏が狭小である。需要者は、歯科医院の所在地に強い関心を持つことから、特に狭小な町名「香椎照葉」の文字には十分な注意を払う。依って被告商標01～02は、「こどもとママとの歯科医院」の文字部分を抽出するのではなく、商標全体を用いて原告商標と比較検討すべきである。

その結果、両商標は、外観・称呼・観念が相異している。特に観念では原告商標の「はいしゃさん」は親しみある歯科医個人を観念させる一方で、被告標章01などの「歯科医院」は中立的な価値を示す語であり、親しみやすさが想起されるものでない。

依って被告標章01～02は、原告商標と類似するものでない。

6. 裁判所の判断

a】類否判断の基準について

同一又は類似の商品役務で使用された場合に、混同が生じるか否かで決すべきであり、使用商標が需要者に与える印象・記憶・連想などを総合的判断し、商品役務の取引実情を踏まえて全体

的に考察するべきである（最高裁判昭39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁等参照）。

また結合商標の類否判断について、各構成部分を分離観察すると取引上不自然であると思える程に不可分的に結合する場合には、一部を抽出して類否判断することは許されない。

しかしながら抽出する一部が、取引者などに対して出所識別機能として強く支配的な印象を与え、当該一部以外が出所識別機能として称呼・観念が生じない場合には、例外的に一部を抽出して類否判断することが許されると解する（最高裁判昭37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷・民集17巻12号1621頁、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁など参照。）

b】 本事案への当て嵌め

被告標章01～02のうちの「こどもとママとの歯科医院」の文字部分は、母子を歯科治療の対象とする意味合いを伝えるに過ぎない。歯科治療の対象の属性を表現する文字は、歯科医院で広く使用されている。

依って当該部分の自他識別力は、強く支配的に印象を与えるものでない。当該部分を抽出して類否判断することは許されない。

そこで被告標章01～02の全体と原告商標とを比較検討すると、外観において「香椎照葉」の文字部分の有無が明らかに異なる。

また観念において被告標章01～02からは「香椎照葉のエリアに存在する、子供と母親のための歯科医師」と生じるの対し、原告商標からは「子供と母親のための歯医者さん」と生じ、両者は相異なる。称呼においても同様である。

依って外観・観念・称呼の何れ相異し、取引実情を鑑みても、出所誤認混同が生じるとは認められない。

7. 結語

商品役務の内容を示す文字は、宣伝効果が高く、商標登録として好まれるが、商品役務の取引実情で応じて、出所識別機能が奏するか否かの判断が分かれ、法的安定性に欠けている。

当該文字については、宣伝効果のみに目を奪われるのではなく、競合の使用など、商品役務の取引実情を考慮し、商標への採択を考えることが大切である。

以上